

監査公表第8号(令和4年5月27日、県公報第301号登載)

警察本部関係機関定期監査結果に基づく措置通知(令和3年度)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果(令和4年2月14日3監総第596号)に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大橋克己

福岡公委発第209号

令和4年4月7日

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 世利洋介殿
同 森行一殿
同 大橋克己殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	捜査報償費のうち照会事項回答手数料について、請求日から15日以内に支払うべきところ、支払が遅延していた。	照会事項回答手数料について、所属として、関係職員に請求書を受領後は、速やかに支払うことを徹底するよう指導した。 再発防止のため、担当課員から課長に対し回答内容を報告する都度、課長に手数料の支払状況を確認させることとした。 また、毎月初め、課長及び所属長が照会書類と支払書類を照合し、支払確認を徹底することとした。 さらに、警察本部から、今回の問題点や上記の再発防止に向けた取組について、全所属に文書を発出し、周知徹底した。